
プロジェクト **公共施設等運営権に係る会計上の取扱い**
第 85 回実務対応専門委員会及び第 336 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、第 85 回実務対応専門委員会（2016 年 5 月 10 日開催）及び第 336 回企業会計基準委員会（2016 年 5 月 11 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」について、聞かれた主な意見をまとめたものである（公共施設等運営権の会計処理に関連する部分のみ）。

公共施設等運営権の会計処理

（現在価値の算定に対する意見）

第 85 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 契約締結時に、運営権者がどのように、運営権対価の支払額の総額に運営権者の信用リスクが反映されている場合とされていない場合を判断できるのか疑問である。
3. 運営権対価の支払額に運営権者の信用リスクが反映される場合が想定されていないければ、その場合の記載は削除すべきではないか。

（公共施設等運営権の償却方法に対する意見）

第 85 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

4. 公共施設等運営権に含まれる公共施設等の使用の実態は様々であることから、償却方法の選択に一定の幅があった方が良く考える。
5. どのようなケースが具体的に想定されるかを把握しなければ、あるべき償却方法を判断できないのではないか。

（公共施設等運営権に関する減損のグルーピングに対する意見）

第 85 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

6. 公共施設等運営権は PFI 法上の権利であり、公共施設等運営権を法律上一体としてしか売却できないのであれば、減損のグルーピングの単位も一体として捉えるしかないのではないか。
7. どのようなケースが想定されるかを把握しなければ、あるべき減損のグルーピングの単位を最終的には判断できないのではないか。

第 336 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 公共施設等運営権よりも細かい単位に減損のグルーピングの単位を分割するケースがあり得るのか疑問がある。仮に分割した場合、分割された部分がマイナスの価値になっていることも考えられ、そのようなケースではプラスの価値の部分と組み合わせた全体で公共施設等運営権が成立しているのではないか。このため、減損のグルーピングは公共施設等運営権を一括した単位で捉えるべきであり、「原則として」という記載が必要かどうか再考すべきではないか。
9. 減損会計を適用するにあたり、公共施設等運営権を細かく分割した単位で捉える方がより保守的な会計処理になると考えられるが、減損を回避するために一括した単位で捉える方法が選択されることも考えられる。このため、減損のグルーピングの単位については引き続き議論が必要である。

(その他の意見)

第 85 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

10. 運営権の設定においてデューデリジェンス等の多額の支払いが生じるケースが存在するようであり、このような場合、無形固定資産の付随費用として取得原価に含まれるのか否かについて明らかにして欲しい。

以 上